

室蘭市立白蘭小学校いじめ防止基本方針

【ダイジェスト版】

1 いじめの定義

※「いじめ防止対策推進法」より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」等の問題行動に対応する基本方針

- ・「いじめ」は、「どの子にも、どの学級においても起こりえる」「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」と考えることを基本とします。
- ・いじめ防止基本方針による未然防止の取組11項目を実践し、学校生活の多様な機会を捉えて、「いじめ」の未然防止に努めます。
- ・アンケート調査、個別面談、家庭・地域との情報共有、その他多様な手段を用いて、個々の児童の状況把握を充実させるなど、「いじめ」早期発見のための取組を積極的に行います。
- ・「いじめ」が確認された際には、事実関係の把握、対応策の検討、当該児童（加害・被害）への対応等を、迅速に、保護者の方（必要に応じ外部機関とも）との連携を図りながら、組織的に対応します。
- ・いじめ等の問題が解決した後も、当該児童の状況を継続して観察したり相談にのったりするなどし、再発防止に努めます。

3 「いじめ」防止に向けた主な取組

子ども自身による取組

- ① 帰りの会などで1日の生活を振り返り、自分の言動や学級での生活の改善に役立てます。また、「いじめを見て見ぬふりをしない心」を養います。
- ② 「道徳」や「学級活動」の時間に学級で話し合い、問題点の改善に向けて、解決の手立てを考えます。
- ③ 「挨拶運動」「縦割での活動」等、児童会活動での自主的・主体的取組を通して、問題の改善に努め、お互いを尊重し合う姿勢を高めます。

教師による取組

- ① いじめの未然防止、早期発見に努めます。
- ② いじめ発生の際には、迅速に、職員の共通理解の下、組織的な対応を行います。
- ③ 道徳の指導等を通して、いじめ撲滅に向けた意識化や、互いを尊重し合う態度を育てます。
- ④ 問題解決後も継続して状況を把握し、再発防止に努めます。

指導
支援

連携
協力

ご家庭での取組

- ① 家庭でのお子さんの様子で気がかりな事があれば、すぐに学校に連絡して下さい。
- ② いじめに発展しそうな事案が確認された場合は、ご家庭でもお子さんから話を聞き、学校と連携して指導していただきます。（加害・被害どちらも）
- ③ 他のご家庭のお子さんの事でも、いじめに関する情報がありましたら、学校（担任）に連絡して下さい。